

香川県汚水処理事業効率化協議会 設立趣意書 (案)

香川県では、公共用水域の水質改善と県民すべてが快適で衛生的な生活を実感できる環境づくりをめざして、平成 8 年に「香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、社会情勢の変化に応じて見直しながら、全県域で下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽など汚水処理施設の整備を進めてきました。

その結果、香川県における汚水処理人口普及率は、平成 5 年の 26.2%から平成 30 年の 77.7%と 26 年間で 51.5%増加し、汚水処理施設が県民の生活を支えるライフラインとして欠かすことのできない重要な社会資本となっています。

一方で、汚水処理施設の事業運営は、施設の老朽化、職員の減少による管理体制の脆弱化、人口減少に伴う使用料収入の減少など共通する多くの課題を抱え、その経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められていることから、重要なライフラインを担う汚水処理事業が、将来にわたり持続可能な事業運営を行っていくためには、共通する課題を抱える事業者が一体となり、汚水処理事業の広域的な連携や共同実施など「広域化・共同化」の取組みを推進していくことが必要です。

こうしたことから、平成 30 年 10 月に県内全ての汚水処理事業者が参画した「香川県汚水処理事業の効率化に向けた検討会」を開催し、「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築して協議を重ねてきました。そのなかで、一定の方針が定まったことから、協議の一層の推進や法的な位置付けを明確にするため、下水道法第 31 条の 4 で規定する法定協議会を設置します。

令和 2 年 6 月 日
香 川 県 知 事
関 係 市 町 長
関係一部事務組合管理者